

必要措置命令書

高島市勝野 1562

高島漁業協同組合

代表理事組合長 糟野 忠夫

水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）第 124 条第 1 項の規定に基づき、下記の措置を命じる。

令和 6 年（2024 年）1 月 23 日

滋賀県知事 三日月 大造

記

1 命令の内容

令和 5 年 7 月 5 日付で脱退届を提出した組合員について、貴組合定款第 14 条第 1 項および第 2 項の規定に基づいた対応を行い、組合員名簿を修正し、令和 6 年 2 月 14 日（水）までに滋賀県知事に書面により報告すること。（提出先：滋賀県農政水産部水産課）

2 処分の理由

令和 5 年 7 月 5 日付で脱退届を提出した組合員に対し、同日出資金を払い戻している。貴組合定款第 14 条第 1 項および第 2 項において、組合脱退に際し、組合員が組合に対し持ち分を譲り受ける請求をした場合において、組合はその請求の日から 60 日を経過した日以降に到来する事業年度末においてその持ち分を譲り受けるものとされている。

したがって当該組合員の脱退日は令和 5 年度末となり、脱退日までは組合員としての義務権利を有していることから、組合員名簿を修正する必要がある。

（裏面もご覧ください。）

(行政不服審査法および行政事件訴訟法に基づく教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、滋賀県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、滋賀県を被告として（滋賀県知事が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〒520-8577

大津市京町四丁目1-1

滋賀県農政水産部水産課

水産振興係 岡部、三枝

Tel 077-528-3871

Fax 077-528-4885

Mail gf00@pref.shiga.lg.jp